

東日本大震災に関する声明

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、大地震に伴う巨大な津波による被害と相まって、壊滅的ともいえる大規模な人的・物的被害を発生させ、さらには原子力発電所事故により、国民全体に対し多大な混乱と不安を与えている。

当会は、犠牲者の方々に哀悼の意を表するとともに、未曾有の地震・津波災害に直面された被災者の皆様の一日でも早い安全確保と生活の安定と被災地の復旧・復興されることを強く願って、以下のとおり決議する。

当会は、これまで、多重債務問題および貧困問題による被害救済に取り組んだ経験から得られた教訓を活かして、東日本大震災の被災者の方々に対し、力の限りを尽くし、当会においても支援体制を構築し、関係団体と連携して、あらゆる支援を行うことを、ここに誓うとともに、以下の通り、国、関係省庁、地方自治体、関係機関に強く要請する。

- 1、金融機関、貸金業者は、被災者の生活再建のため、その貸付金の返済を免除すること。
- 2、金融機関、貸金業者は、被災者に対する裁判、その他法的手続きを大震災からの復旧に目処がつくまで停止すること。
- 3、被災者が一日も早く必要な生活支援、法的支援を受けられるようにするとともに、国、自治体、関係諸機関、諸団体と連携し、可能な限り早期に主に被災者を対象とする無料法律相談を実施するなどして、被災者の生活の不安を取り除くことに尽力すること。
- 4、国、地方自治体は、早期に被災者支援のための債務免除（被災した住宅や自動車等のローン残債務の免除）を含む立法措置や行政の適切な対応を早急に行うこと。
- 5、各政府機関、自治体は、被災者の当面の生活を確保するため、生活再建までに必要な生活費用を拠出することや、「無利息、長期間によるセーフティネット貸付」制度などの特例措置や、生活福祉資金貸付制度をはじめとした公的貸付制度の要件を緩和し被災者に優先的に貸し付けするなど、公的制度の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
- 6、被災者の生活再建まで長期化が予想されることに鑑み、国、行政、関係諸機関は、被災者の心身、健康状態に十分配慮して、生活物資を十分に供給するとともに、医療体制の整備、被災者の健康維持に努めること。

以上

2011年4月9日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会

代表幹事 木村達也